令和7年度兵庫県立明石公園第1野球場広告掲載要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、兵庫県立都市公園広告掲載事業実施要綱(以下、「要綱」という。)第5条の規定に基づき、指定管理者である、公益財団法人兵庫県園芸・公園協会(以下、「協会」という。)が、兵庫県立明石公園第1野球場(以下、「対象施設」という。)における令和7年度の常設広告の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の表示位置)

第2条 広告の表示位置は、別図「広告掲載位置図」に定める位置とする。

(広告の規格及び区画等)

- 第3条 広告の規格及び区画は次のとおりとする。
 - ・外野ラバーフェンス 縦 0.8m×横 10m 14 区画
- 2 広告物の仕様は次のとおりとする。
 - ・素材は、再剥離タイプのシール状のものとし、色はクリーム色のみとする。
 - ・直射日光や風雨による色あせ等が生じないよう加工を施すものとする。
- 3 広告の掲載内容は次のとおりとする。
 - ・商標、キャッチフレーズ、企業名または商品名等を表示するものとする。
 - ・要綱第4条第1項の規定に該当しないものとする。

(広告の募集及び決定方法)

第4条 広告の募集は、協会ホームページ等により公募する。

- 2 広告主は、抽選により決定する。広告の掲載を希望する者は、要綱及びこの要領を十分に理解した上、協会が指定する募集期日までに、必要事項を記載した様式-1の申込書を、協会に持参又は郵送(募集期日の消印有効)にて提出する。
- 3 協会は、協会が指定する募集期日までに申込書の提出があった者のうち、記載内容に不備があれば、事 前審査対象者外とする。
- 4 協会は、申込者を要綱第6条の規定に基づき事前審査を行い、抽選対象者として適当であると認められた者が募集区画より多い場合は、協会において抽選を行い、広告主を決定する。また、募集区画より少ない場合は、全者を広告主として決定する先着順とする。
- 5 なお、区画の割り当てについても、協会で抽選して決定する。
- 6 抽選による広告主の決定後、協会は10日以内にその旨を広告主に通知する。

(広告料等)

第5条 対象施設における広告料は、1区画年額144,000円(税抜)とする。

- 2 広告主は、協会が指定する期日までに、年額の広告料を一括納入しなければならない。
- 3 広告物の掲載や維持・修繕、撤去等にかかる費用は広告主の負担とする。

(広告の表示期間)

第6条 広告の表示期間は、契約締結日から当該年度の3月31日までとする。

2 広告の表示期間終了の2カ月前までに、双方から表示終了の申し出が無い場合は、1年間表示期間を延長するものとする。

(広告の再募集等)

第7条 この要領に基づく募集を行った結果、応募期間内に広告主の決定に及ばなかった場合、又は、年度 年度途中に広告を募集する事情が生じた場合は、理事長の定める期間において、前条までの規定に基づき、 広告募集を行うことができるものとする。

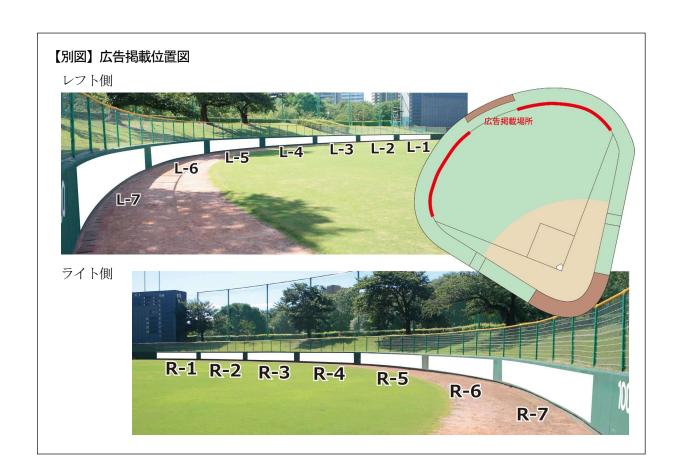
(その他)

第8条 要綱及びこの要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、別途、兵庫県及び協会が協議して

定める。

附則

この要領は、令和7年2月10日から施行する。



兵庫県立明石公園第1野球場広告掲載申込書

令和 年 月 日

公益財団法人兵庫県園芸・公園協会 御中

兵庫県立明石公園第1野球場広告掲載に申し込みます。

申 込 者	住所又は所在地		〒
	ふりがな 法人又は団体の名称		
	ふ り が な 代表者 職・氏名		印
	担当者	部署名	
		ふりがな 氏 名	
		電話	
		FAX	
		E-mail	
	代理	ふりがな 氏 名	
	人の場合	電話	
法人等の概要が分かる書類等 (法人又は団体の定款及び概要が分かる 資料、パンフレット等も可)			別途添付
	そ	の他	申し込みに当たり、「兵庫県立都市公園広告掲載事業実施要綱」及び「令和7年度兵庫県立明石公園第1野球場広告掲載要領」、「兵庫県立明石公園第1野球場外野広告募集要項」を確認いたしました。